

(表 面)

公的年金給付等受給証明書の申請書(児童扶養手当用)

企業年金連合会 理事長 様

右の者に係る下記事項について証明をお願いします。

平成 年 月 日

住所

基礎年金番号(10桁)

ふりがな

氏名

印

性別 男・女

電話番号

生年月日 年 月 日

切り取り線

公的年金給付等受給証明書(児童扶養手当用)

本人が年金を受給	①氏名		②基礎年金番号			
	③基準標準給与額	(平成15年3月以前)	円	(平成15年4月以降)	円	
	④加入期間	(平成15年3月以前)	(昭和・平成 年 月 月~)	(平成15年4月以降)	(~平成 年 月 月)	
	⑤受給権発生日		昭和・平成 年 月			
	⑥証明日現在の年金額(年額)		円	⑦左記の対象期間	平成 年 月 ~	
	⑧加算部分以外の年金額に係る支給停止の状況(有無、対象期間及びその額)		有・無	平成 年 月 ~	円	
上記のとおり相違ありません。						
平成 年 月 日		企業年金連合会 理事長			印	
備考						

※本様式は企業年金連合会に対して公的年金給付等の受給状況の照会する場合に使用してください。

(裏面)

注意

- 1 「公的年金給付等受給証明書の申請書」欄のみ記入してください。切り取り線以下の「公的年金給付等受給証明書」欄は、企業年金連合会において記入する箇所ですので、空欄にしておいてください。また、切り取り線は切り取らずに証明の申請をして下さい。
- 2 対象となる者の「住所」、「氏名(ふりがな)」、「電話番号」、「性別」、「生年月日」及び「基礎年金番号(10桁)」を記入してください。なお、「本人」とは児童扶養手当の申請者(又は受給者)をいいます。
- 3 「公的年金を受給」とは、公的年金を受けることができることをいい、現に受けているとき、申請中であるとき又は申請すれば受けることができる状態にあるときをいいます。

注意

- 1 ③の欄の「基準標準給与額」は、老齢年金給付の額の算定の基礎となる標準給与の額をいいます。
- 2 ④の欄の「加入期間」は、「平成15年3月以前」、「平成15年4月以降」におけるそれぞれの厚生年金基金における加入員期間(証明日現在の年金額の算定の基礎となった加入員期間)を記入してください。
- 3 ⑤の欄の「受給権発生日」は、裁定請求を行った場合に当該受給権が発生した月をいい、その翌月分から年金が支給されます。(例:平成26年3月に裁定請求により受給権が発生し、平成27年3月に年金額改定が行われるような場合には「平成26年3月」と記載してください。)
- 4 ⑥の欄の「証明日現在の年金額(年額)」は、証明日現在の企業年金連合会が支給する年金額(代行部分を含み、加算部分を除いた年金額)を記入してください。また、支給停止が行われている場合は支給停止後の額を記入してください。公的年金給付等の支給において、過払いが発生し内払調整が行われている場合には、内払調整前の額を記入してください。なお、児童扶養手当との差額計算は当該欄の年金額を対象に行うものではありません。
- 5 ⑦の欄の「左記の対象期間」は、証明日現在の年金額(年額)の支給が開始された月を記入してください。(例:平成26年3月に受給権が発生し、4月及び5月分を6月に支払う場合は「平成26年4月」と記載してください。)
- 6 ⑧の欄の「加算部分以外の年金額に係る支給停止の状況(有無、対象期間及びその額)」は、企業年金連合会が支給する年金額(代行部分を含み、加算部分を除いた年金額)の支給停止の状況について記載してください。
- 7 備考欄は、年度の途中で年金額等が変更となることが予定されている場合等に、その旨及びその内容を記入してください。